

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、昭和39年4月から同年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年6月まで

私は、国民年金制度発足時から妻と共に国民年金に加入し、自宅に集金に来た納税組合の役員に夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。平成19年に納付記録の照会を行ったところ、私の国民年金の被保険者記録は取り消され、申立期間の納付済保険料は還付されているという回答が届いた。しかし、私は還付金を受け取った覚えは無く、申立期間の保険料を納付したのに、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和35年10月に連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、この時期に国民年金に加入したものと推認される。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立人は国民年金の強制加入被保険者として、昭和35年10月1日に資格を取得していることが記録されており、同台帳の国民年金保険料の納付記録から申立人は申立期間の保険料を納付していたことが確認できる。

一方、国民年金手帳記号番号払出簿及び被保険者台帳には「取下40.1.25」と記載され、同台帳の保険料納付記録欄には「還付決定」の押印があり、オンライン記録において申立期間の国民年金の加入記録は確認できない。

しかしながら、申立期間のうち昭和39年3月以前からA（業種）を行っていたとする申立人が他の公的年金に加入していた事実は無く、申立人が国民年金を脱退する理由は見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳の保険料納付記録欄に「還付決定」の押印はあるが、還付日、還付期間及び還付額は記入されておらず、当該記載には不自然さが見受けられることから、行政側による還付手続が正当に行われたとは考え難く、申立人に対して還付金の支払が行われたものとは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、昭和39年4月から同年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

千葉国民年金 事案 3103

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 3 月 31 日まで A（職種）として勤務していたとき、国民年金と国民健康保険に加入し、国民年金保険料を納付していた。平成 4 年に B 市にある職場に転勤した際、同市の国民年金課に問い合わせたときには、年金記録に問題は無いとの返答であったのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金記号番号は昭和 62 年 4 月 10 日に社会保険事務所（当時）から B 市に払い出されており、前後の記号番号の第 3 号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年 5 月上旬に行われたものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

また、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立期間当時、同居していた両親も申立期間の保険料を納付していたことを考慮すると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3104

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 51 年 10 月に国民年金に任意加入してから滞りなく国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入している昭和 51 年 10 月から 61 年 3 月までの期間において、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、60 歳で国民年金被保険者資格を喪失するまで未納は無く、国民年金への理解及び保険料の納付意識の高さが認められる。

また、特殊台帳により、申立人は昭和 54 年 1 月に A 市から B 市へ転入した際に、国民年金の住所変更手続を遅滞なく行っていることが確認できる上、申立期間は 3 か月と短期間であることから、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月及び同年8月

私は、昭和48年5月にA県B市からC市に転居した際、C市D支所に出向き、国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、国民年金の任意加入期間の2か月と短期間である上、国民年金被保険者期間に申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、申立期間直前の保険料を現年度で納付している。

また、C市の保管する国民年金被保険者名簿には、申立人は昭和48年5月16日に任意再取得と記録されており、申立人の主張どおりB市からC市に転入した同年5月にC市D支所で国民年金の任意加入手続を行ったことがうかがえることから、申立人は、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年3月まで

私は20歳になったとき、学生であったため、父がA区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。私の年金手帳には初めて国民年金の被保険者となった日として昭和50年4月7日との記載もあり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは昭和52年11月頃に行われたことが推認でき、この時点で、申立期間のうち50年10月以降の国民年金保険料は過年度納付が可能である上、国民年金の加入手続き及び保険料を納付してくれていた申立人の父は付加保険料を納付するなど納付意識の高さがうかがえることから、申立期間のうち同年10月から52年3月の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

また、オンライン記録では、申立人は国民年金の被保険者資格を昭和52年4月1日に取得したとされているが、50年当時申立人は大学生であり、国民年金の任意加入対象者となるところ、申立人の所持する年金手帳には同年4月7日付けで国民年金の強制被保険者として資格を取得していることが記録されており、行政側の資格記録の管理に不備がうかがわれる。

一方、申立期間のうち、昭和50年9月以前の保険料は時効により納付することはできない上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月及び2年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年7月から63年3月まで
② 平成元年3月
③ 平成2年6月

私は、高校卒業後、A市BでC（職種）として住み込みで働いており、20歳になった頃に社長から国民年金の加入を勧められ、当時一緒に働いていた同僚にA市D出張所に連れて行ってもらい国民年金の加入手続を一緒にしたことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料は、毎月納付書で職場の近くにあるE郵便局の窓口で元同僚と一緒に納付しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間②及び③はそれぞれ1か月と短期間であり、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする元同僚は申立期間②及び③の期間が納付済みであることを踏まえると、申立人は、申立期間②及び③の保険料を納付していたものとするのが自然である。

2 申立期間①については、申立人は、昭和63年3月に国民年金の加入手続を行い、その時点で、62年5月に遡って国民年金被保険者の資格を取得しているところ、オンライン記録において納付済みとされている同年5月及び同年6月の保険料は、平成元年4月及び同年5月に納付した保

険料が重複納付を理由に充当処理されていることが確認できる。

また、申立人は申立期間①の保険料をまとめて納付した記憶は無く、毎月納付していたと申述している上、加入手続及び保険料の納付を一緒に行ったとする元同僚は申立期間①を含む昭和61年11月から63年3月までは未納であり、申立人と同じく同年4月から保険料を納付しており、資格取得月の61年10月は充当処理により納付とされている。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年3月及び2年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年7月26日に、資格喪失日に係る記録を35年8月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月26日から35年8月1日まで
私は、昭和34年7月26日から35年7月末日まで、B区CのA社に勤務したが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間にA社に勤務していることが推認できる。

また、当該事業所の当時の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていた。申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを記憶している。」と供述している。

さらに、当該事務担当者は、「当時の従業員は、12人又は13人であった。」と供述しているところ、当該事業所の厚生年金保険被保険者数とおおむね一致することから、当時、当該事業所においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年代の元同僚の標準報酬月額の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われていたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことから、これは通常の事務処理では考え難く、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年7月から35年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 2902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月1日から40年3月26日までの期間及び42年9月26日から同年10月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を39年7月1日に、資格喪失日に係る記録を42年10月8日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を39年7月から40年2月までは3万円、42年9月は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月26日から40年3月26日まで
② 昭和42年9月26日から同年10月8日まで

私は、申立期間①について、B公共職業安定所の紹介で、昭和39年3月にA社に面接に行き採用となり、翌日から勤務したが、同社での厚生年金保険の資格取得日が40年3月26日となっていることに納得できない。また、申立期間②について、同社には42年10月7日まで勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同年9月26日になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及び申立人が申立期間①当時のことを具体的に供述していることから、申立期間①のうち、昭和39年7月1日から40年3月26日までの期間について、申立人はA社に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所の元事務担当者は、「厚生年金保険に加入させていた。当然、厚生年金保険料も給与から控除していた。」と供述している上、「厚生年金保険と雇用保険は加入手続を同時に行っていた。」と供

述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①のうち、昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 3 月 26 日までに係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、昭和39年 7 月から40年 2 月までの標準報酬月額については、申立人の A 社に係る同年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡している上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 39 年 3 月 26 日から同年 6 月 30 日までのについては、雇用保険の加入記録において、申立人が A 社に勤務していたことが確認できない上、複数の元同僚も「申立人を覚えていない。」又は「申立人のことは覚えているが、勤務期間までは分からない。」と供述しており、申立人の勤務実態を確認することができないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び申立人が A 社を辞めるときの手続について具体的に供述していることから、申立人は当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所の事務担当者は、厚生年金保険と雇用保険の加入手続を同時に行っていたと証言している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、元同僚で連絡の取れた 4 名のうち 2 名は、「当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日と退職日は、記憶と合っている。」とそれぞれ供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る昭和42年 8 月の社会保険事務所の記録から、4 万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっ

おり、事業主も既に死亡している上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年11月29日から同年12月1日まで
② 平成2年10月15日から同年11月1日まで
③ 平成8年5月31日から同年6月1日まで

申立期間①については、B社（現在は、C社）を退職し、間を空けることなくD社に入社したのに、平成元年11月の厚生年金保険被保険者期間が欠落しており、申立期間②については、E社に2年10月末日まで勤務していたのに、同年10月の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることはおかしい。また、申立期間③については、資料として添付した8年5月及び同年6月の給与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人は、A社に係る平成8年5月及び同年6月の給与明細書を所持しており、いずれも厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社は、同社の社会保険料の控除方法は翌月控除であるとした上で、「平成8年6月の給与から保険料が控除されているのであれば、申立人は、同年5月31日まで在籍していたと思われる。」と回答してい

ることから、申立人が申立期間③において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③の保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、雇用保険の加入記録における申立人の離職日は平成8年5月30日であり、厚生年金保険の資格喪失日とその翌日の同年5月31日とされていることと符合し、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、C社から提出された申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、B社は、申立人の資格喪失日を平成元年11月29日と届け出ていることが確認できる上、同社から提出された申立人に係る「退職願」の写しにより、申立人が同社を平成元年11月28日付けで退職したことが確認できる。

また、平成元年12月1日に厚生年金保険の資格を取得しているD社は、「申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の適用、保険料の控除の状況については、これらを確認できる関連資料が無いため不明である。」と回答している。

さらに、雇用保険の加入記録において、申立人のB社における離職日は平成元年11月28日、D社の資格取得日は同年12月1日となっていることが確認でき、オンライン記録における厚生年金保険の資格記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間②については、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在は不明であることから、申立期間②における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び保険料の控除について、確認することができない。

また、雇用保険の加入記録において、申立人のE社の離職日は、平成2年10月16日であることが確認でき、申立期間②において勤務していたことが確認できない。

さらに、複数の元同僚に確認しても、申立人の勤務期間について具体的な証言は得られず、申立期間②における勤務実態は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和22年4月1日、資格喪失日は25年7月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年4月1日から25年7月1日まで

私は、A社B工場に昭和22年4月1日に入社し、25年6月30日に退職するまで、継続して勤務し給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC(資料)に掲載されている申立人の投稿文及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA社B工場に勤務していたことが推認できる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び上記記念誌の集合写真に記載されている氏名から元同僚46人が特定でき、そのうち14人と連絡が取れ、12人が「申立人は当該事業所に勤務していた。」と回答している上、そのうち4人は、「申立人は、申立期間当時、工場内の事務所で働き、労働組合の仕事も行っており、当該事業所が閉鎖されるまで一緒に働いていた。」と具体的に証言している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は理由が不明だが現存しない上、上記払出簿は、昭和22年4月1日頃に払い出された番号帯に複数の欠番が存在しているところ、当該事業所を管轄する社会保険事務所(当時)は、28年5月*日の火災により、同事務所の保管する多数の記録台帳が焼失し、その後の作業により台帳は復元されたが、一部

に記載漏れ及び誤記等があることが後日判明したことが確認できることから、申立人に係る記録が欠落した可能性が考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 22 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該事業所が適用事業所でなくなった 25 年 7 月 1 日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

千葉厚生年金 事案 2905

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年8月21日から同年9月23日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年8月21日に、資格喪失日に係る記録を同年9月23日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和34年8月1日から35年9月1日まで
② 昭和44年8月21日から同年10月1日まで

私は、B社を退職した直後の昭和34年8月1日に、C社に入社し、同社の事業主の弟が設立したD社に移った35年9月1日まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。また、昭和44年8月21日にE社の販売会社が再編成され、F社からA社（現在は、G社）に異動し、同年9月30日に退職するまで継続して勤務し、保険料を控除されていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和44年8月21日から同年9月22日までの期間については、雇用保険の加入記録及び申立人が氏名を挙げた元同僚2名の証言から判断すると、申立人は、E社の販売会社に継続して勤務し（F社からA社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が氏名を挙げた元同僚2名はいずれも、「E社の販売会社の再編成に伴い、昭和44年8月21日にF社からA社に申立人と一緒に異動した。」と供述していることから、同年

8月21日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のF社における昭和44年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該期間の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間②のうち、昭和44年9月23日から同年10月1日までの期間については、雇用保険の加入記録は確認できない上、元同僚に照会しても申立人の退職時期について具体的な証言は得られず、当該期間における勤務実態は確認できない。

また、G社は、「当時の社会保険記録及び人事資料は保管されておらず、申立人の勤務期間、厚生年金保険の届出及び保険料の納付については不明である。」と回答している。

このほか、当該期間の保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間①については、申立人は、「昭和34年8月1日から35年9月1日までD社に転職するまでの間、C社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、当時の同僚で連絡の取れた13名のうち10名は、「申立人がC社に勤務していたことは記憶しているが、勤務期間までは覚えていない。」と供述している上、残る3人は、「申立人のことを知らない。」と供述していることから、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料の控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人

は、昭和 33 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34 年 1 月 23 日に資格を喪失したことが記載されており、同年以降の標準報酬月額の変更も記載されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 44 年 9 月 23 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格取得日に係る記録を昭和58年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年2月16日から同年5月1日まで

私は、昭和58年2月1日にC(地名)にA社B店の事務所が開設され、責任者として赴任した。本社は、D県E市にあったA社であり、その当時各拠点にA社の支店の名称で法人登記しており、申立期間については、D県の本社、F支店、G支店及びH支店のいずれかの支店で厚生年金保険に加入していたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(同社I店から同社B店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、元同僚は、「昭和58年2月下旬には業務が始まった。」と供述していることから同年2月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店に係る昭和58年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、19万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録により、A社B店は、申立期間に適用事業所としての記録が無いが、同社は法人事業所であり、申立人の供述により、同社B店には、申立期間当時、5人以上の従業員が常時勤務していたことが推認されることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件

を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 2907

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成4年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成4年4月1日から同年5月末までA社に正社員として勤務したが、同年5月分の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元事業主の供述により、申立人は、平成4年4月1日から同年5月31日まで継続してA社に勤務していたことが確認できる。

また、B厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳により、申立人は当該基金において平成4年4月1日に資格取得し、同年6月1日に資格喪失していることが確認できる上、当該基金は、「当時、資格取得届等の帳票は、複写式により厚生年金保険の資格取得に係る届出書と一体のものであった。」と回答しており、厚生年金基金に提出された届出書と同一のものが社会保険事務所に提出されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成4年6月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB厚生年金基金の記録から、18万円とすることが妥当である。

千葉厚生年金 事案 2908

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から11年10月1日まで
私が所持する給与明細書では、平成10年10月1日から11年10月1日まで、厚生年金保険の標準報酬月額は59万円に相当する厚生年金保険料を給与から控除されているが、厚生年金保険加入記録のお知らせを確認したところ、標準報酬月額は26万円になっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社に係る給与明細書により、申立人がその主張する標準報酬月額59万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B健康保険組合は、「申立期間当時、算定基礎届・月額変更届は複写式の様式を使用していた。」と回答しているところ、同組合から提出されたB健康保険組合の加入記録により、申立期間の標準報酬月額は59万円であることが確認できる。

さらに、C企業年金基金は、「申立期間の標準報酬月額は59万円である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日を昭和55年6月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月25日から同年6月25日まで

私は、A社に、昭和53年11月13日に入社し、平成21年10月31日に退職するまで継続して勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録が欠落している期間は、C（国名）でD（職種）の訓練を受け、その訓練が終了後帰国し、A社本社E事業所に配属になった時期であり、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社発行の経歴表及び退職証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社本社から同社本社E事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と一緒にD（職種）の訓練を受けた元同僚の供述及び厚生年金保険の被保険者記録から、昭和55年6月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年4月の社会保険事務所（当時）の記録から26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の副表の控え及び事業主が事業所を異動した際に誤った手続を行ったものと考えられると回答していることから、事業主が資格喪失日を昭和55年5月25日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年4月5日に、資格喪失日に係る記録を同年6月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月5日から同年6月20日まで

私は、A社所有のB丸に乗船していた期間の船員保険の被保険者記録が欠落している。船員手帳には雇入れの記録が記載されているので、調査した上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人が船舶所有者A社のB丸にC（職種）として昭和59年4月5日に雇入れられ、同年6月19日に雇止めとなったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時はB丸にC（職種）として乗船し、D（地名）からE（地名）にF（商品）を運んでいた。」と供述しているところ、複数の元同僚は、「D（地名）からE（地名）までF（商品）を運んでいたことがあり、その中にC（職種）が1名乗船していた。」と供述していることから、申立人が申立期間にB丸に乗船していたことは推認できる。

さらに、B丸の元G（職種）及び元同僚は、「申立期間にC（職種）1名を含む8名が乗船していた。」と供述しているところ、A社の船員保険被保険者名簿において、申立期間当時、G（職種）を含むそれぞれの職務に該当する申立人を除く7名の記録がある上、申立期間前後にH（職種）として船員保険に加入している者の記録が確認されることから、当時、当

該事業所においては、全ての船員が船員保険に加入していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が申立期間直前にI社でB丸に乗船していた時の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社の船員保険被保険者名簿では、申立期間に申立人の氏名は無く、被保険者証の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ船員保険の資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月26日から同年4月21日まで

私は、昭和43年3月にA社に入社し、45年4月21日に関連会社のC社に転籍するまではA社に継続して勤務しており、同年3月26日から同年4月21日までの期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていないことは納得できないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人はA社及び関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和45年4月21日にA社からC社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が資格喪失日を昭和45年3月26日と届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成8年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月28日から同年12月1日まで

私は、A社に平成8年7月1日から同年11月30日まで勤務したのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることは納得できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A社において、平成8年7月1日に資格取得し、同年11月30日に離職していることが確認でき、申立人は申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書により、入社月である平成8年7月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該事業所は当月控除であることが確認できるところ、同年11月の給与から保険料が控除されていることが確認でき、給与支払報告書の社会保険料等の金額（同年7月から同年12月まで）及び給与明細書（同年7月から同年12月まで）の社会保険料の合計額（12月は雇用保険料のみ控除）は一致していることから、同年11月の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年11月の給与明細書により38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、元事業主は、申立期間当時の関係資料が無く不明と回答しており、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和47年4月1日にA社に入社して以降、B社及び同社の関連会社に勤務した。これまでにグループ会社間における転勤はあったものの、退職したことは無いので厚生年金保険の被保険者期間が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出されたB社が発行した在職証明書及び人事データから判断すると、申立人は、B社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和52年4月1日にA社本社からC社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和52年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は転勤の際、退職日を資格喪失日として届出を行ったものと思われると回答しており、事業主は昭和52年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月20日から同年4月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和40年10月22日から同年11月6日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年10月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年1月20日から同年4月2日まで
② 昭和40年10月22日から同年11月6日まで

私は、C社の命令で、申立期間①はD社からE（地名）にあったA社へ、また申立期間②はA社からB社へ転勤した。同じグループ企業間で異動したが、継続して勤務していたので、当然、厚生年金保険の被保険者期間であると思っていたのに、被保険者期間となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C社の元部長の証言及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はC社のグループ企業に継続して勤務し（D社F工場からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社で総務関係を担当していた元同僚は、「グループ企業間の異動日について、給与の締め日が20日頃だったので、その頃が多かったと思う。」と供述していることからD社F工場

における厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 40 年 1 月 20 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る昭和 40 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に廃業し、当時の事業主等は既に亡くなっており、C 社及びグループ企業が既に解散していることから、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、C 社の元部長の証言及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は C 社のグループ企業に継続して勤務し（A 社から B 社に異動）、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C 社で総務関係を担当していた元同僚は、「グループ企業間の異動日について、給与の締め日が 20 日頃だったので、その頃が多かったと思う。」と供述していることから A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 40 年 10 月 22 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の B 社に係る昭和 40 年 11 月の社会保険事務所の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は既に廃業し、当時の事業主等は亡くなっており、C 社のグループ企業も既に解散していることから、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額について、当該期間のうち、昭和43年10月、45年8月及び同年9月については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、43年10月については4万2,000円、45年8月及び同年9月については、6万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月25日から45年12月20日まで

私は、A社に勤めていた昭和43年10月から45年12月までの期間について、厚生年金保険の記録上の標準報酬月額は、実際に支給されていた給料に見合う標準報酬月額と比べて著しく低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された給料支払明細書から、申立人は、当該期間のうち、昭和43年10月、45年8月及び同年9月については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、43年10月については4万2,000円、45年8月及び同年9月については、6万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、給料支払明細書で確認できる報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、実際の報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和43年11月から44年7月までの期間、同年9月から同年11月、45年2月から同年7月及び同年10月から同年11月までの期間については、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額は、当該事業所が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額と同額、若しくは下回る額であることが確認でき、当該期間については特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、昭和44年8月、同年12月及び45年1月については、事業主は、「申立人に係る資料は全て廃棄済みである。」と供述しており、申立人の当該期間における保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3108

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月から49年6月まで

私は、昭和48年初め頃から臨時職員として働きはじめ、A社会保険事務所(当時)に勤務していた知人に勧められ、同年の年末に同事務所で国民年金の加入手続を行った。最初は私が国民年金保険料を納付したが、その後は母が姉の分と一緒に納付してくれた。申立期間について未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、最初は申立人が、その後は申立人の母が申立人の姉の分と一緒に国民年金保険料を納付したと主張している。

しかし、申立期間は基礎年金番号制度導入前であり、国民年金の加入時において国民年金手帳記号番号が払い出される場所、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当時の国民年金法によると、資格の取得及び喪失に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項については市町村長に届け出なければならないとされていることから、申立人が社会保険事務所において加入手続を行ったとは考え難い。

また、国民年金受付処理簿により、B県C市に払い出された手帳記号番号を調査した結果、申立人の氏名は無く、欠番は無い。

さらに、申立人の保険料を納付したとする申立人の母及び保険料と一緒に納付していたとする申立人の姉は既に亡くなっており、申立期間の保険

料の納付状況について確認できない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年5月まで

私は、昭和47年4月に新しく事業を立ち上げたが、その後、厚生年金保険に加入するまでの間は、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと、母から生前に聞いた。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業を始めた昭和47年4月から厚生年金保険に加入するまでの間、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、57年8月以降に払い出されたことが確認でき、申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は同年6月21日と記載され、オンライン記録と一致することから、被保険者資格を取得する以前である申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の母は既に亡くなっており、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案3110

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和36年3月頃、私の夫が役場で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、納税組合の組合長に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納めていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年3月頃、申立人の夫が役場で夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の国民年金保険料の納付日及び任意加入者の資格取得日から、38年4月に払い出され、同時期、加入手続を行ったことが推認できることから、36年3月頃に加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する。

また、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も申立期間の保険料が未納となっている上、被保険者名簿において、申立人及びその夫の昭和36年度及び37年度の保険料納付状況の欄には、保険料の徴収権が時効により消滅したことを示す「時効消滅」の記載が確認でき、「時効消滅」が表示されていることから、申立期間は時効到来まで未納期間であったと推認され、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から38年3月までの期間、同年9月から42年2月までの期間、46年4月及び51年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年6月から38年3月まで
② 昭和38年9月から42年2月まで
③ 昭和46年4月
④ 昭和51年10月

私は20歳になったとき、国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付した。その後は、会社を退職する度、国民年金の加入手続をして60歳まで保険料を納付してきたのに、4か所の未加入期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳及び被保険者名簿によると、申立人の国民年金の被保険者資格は、昭和42年3月1日、46年5月1日、51年11月1日にそれぞれ強制加入で取得していることが確認でき、当該資格記録はオンライン記録とも一致することから、申立期間①、②、③及び④は、いずれも国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3112

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月まで

私は、夫の海外駐在期間については国民年金に任意加入できなかったが、その当時付加年金のことを人から聞き知っていたので、帰国後 A 市役所に行き、任意加入の手続と付加保険料の納付の申出を同時に行った。申立期間の付加保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 12 月に A 市において国民年金の任意加入手続を行い、同時に付加保険料の納付の申出も行ったと申述しているところ、国民年金被保険者台帳には、申立人が付加保険料の納付の申出を行ったとする記載は見当たらない。

また、申立人が所持する、申立期間当時 A 市が申立人に通知した国民年金保険料検認記録票からは、申立期間において定額保険料を納付したことは確認できるものの、付加保険料を納付したことはうかがえない上、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から44年2月まで

申立期間当時、私は学生であったが、A（職種）である実家において経理を担当していた祖母が、青色申告会のアドバイスにより両親及び兄と同様に私の国民年金の加入手続を行ってくれ、私の成人の祝いとして「国民年金の任意加入手続を行ってあげたよ。」と祖母から言われたことを記憶している。申立期間の国民年金保険料を納付したのに、未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の祖母が学生であった申立人のために国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと申述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「祖母から申立期間当時、国民年金手帳を渡されたと思うが、現在は所持しておらず、手帳の色及び記載内容については覚えていない。」と申述している上、国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の祖母は既に亡くなっており、申立人の両親及び兄からは申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に係る具体的な証言が得られないことから、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3114

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から56年3月まで

私は、国民年金制度発足と同時に国民年金に加入し、納税組合長を通じて国民年金保険料を納付した。申立期間について未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足と同時に国民年金に加入し、納税組合長を通じて国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料の納付については、加入時において国民年金手帳記号番号の払出しを受け、手帳記号番号を基に納付するところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料を納付した期間についての記憶が明確ではない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から51年3月までの期間及び59年4月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成4年4月から8年4月までの期間及び11年4月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から51年3月まで
② 昭和59年4月から平成3年3月まで
③ 平成4年4月から8年4月まで
④ 平成11年4月から12年3月まで

私は、昭和40年5月に結婚してから62年7月に離婚するまでは、元妻に日常生活上必要なことは全て任せており、私自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には関与していないが、元妻が加入手続及び保険料の納付をしていたはずである。

また、A県に住んでいた頃に、B地区民生委員の男性に保険料免除申請の代行手続を依頼し、民生委員が社会保険事務所（当時）に行き、私の免除申請を行ってくれたはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、オンライン記録によると、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻も昭和61年度を除き未納又は当初未納とされている上、C市の保管する被保険者名簿においても未納とされている。

また、申立人は当該期間に係る保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする元妻は所在

不明であり、当時の事情を確認できないため、当該期間に係る保険料の納付状況等は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①は54か月、申立期間②は84か月と長期間である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間③及び④については、D県C市及びE市の被保険者名簿共に保険料免除の申請手続を行った形跡は無く、当該期間は未納とされており、オンライン記録とも一致している。

また、申立人は、保険料免除の申請手続に関与しておらず、E市在住のとき、民生委員に保険料免除の申請手続の代行を依頼し、保険料免除の申請手続を行ってくれたはずだと主張しているところ、当該民生委員の氏名を記憶していないため、当時の事情を確認できない上、E市は「市の取扱いとして、国民年金等に関する申請手続の代行は執り行っていないかった。」と回答しており、当該期間の保険料免除の申請手続状況については不明である。

さらに、申立期間④については、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は低い。

加えて、当該期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料（保険料免除申請書控等）は無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、申立期間③及び④の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3116

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月から11年3月まで

私は、平成11年4月1日に厚生年金保険に加入した後、8年5月から11年3月までの国民年金保険料が未納との督促状が届いた。勤務先のA課に相談して、同年11月に同封されていた振込用紙で遡って申立期間の保険料を納付した記憶がある。国民年金の記号番号を厚生年金保険へ統合したとき、国民年金の納付記録が正しく反映されていないと思うので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B県C市の保管するD(資料)によれば、申立人は平成10年5月8日に国民年金の加入手続を行い、国民年金の被保険者資格を8年5月12日に遡って取得したことが確認できるところ、同リストでは申立期間の国民年金保険料は未納とされており、オンライン記録と一致している。

また、申立人は平成11年11月に自身の預金口座から30万円を引き出し、申立期間の保険料を一括納付したと主張しているところ、申立人から提出された預金通帳により同年11月20日に30万円を引き出したことは確認できるが、その用途を特定することはできず、保険料の納付金額は不明であることから申立期間に係る保険料を納付していたことはうかがえない上、この時点で、申立期間のうち、9年9月以前の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を一括納付したとする平成11年11月は、9年1月の基礎年金番号導入後であることから保険料の収納事務の電算化が図られた後であり、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は低い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3117

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から48年3月まで

私は、当時就職していた会社を辞め、大学の夜間部へ入学した後、社会保険事務所（当時）の職員から、20歳を過ぎたら国民年金に加入しなければならない義務があると、国民年金保険料の納付を要求され、母からは生活の苦しい中、保険料を納付していたことを聞いており、申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は高齢のため事情を聴取することができないことから、申立期間に係る国民年金の加入状況及び納付状況は不明である。

また、オンライン記録では、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は平成20年9月1日と記録されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は45か月と長期間である上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの期間、58 年 4 月から同年 5 月までの期間、59 年 4 月から同年 5 月までの期間、60 年 2 月から同年 3 月までの期間及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から同年 5 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から同年 5 月まで
④ 昭和 60 年 2 月から同年 3 月まで
⑤ 昭和 60 年 6 月

私は、申立期間の国民年金保険料については、結婚後の昭和 62 年 7 月又は同年 8 月にまとめて納付しているはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続をした時期、国民年金保険料の納付金額、納付方法等について具体的に記憶していないため、申立期間①についての納付状況は不明である。

また、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は昭和 58 年 1 月 24 日に社会保険事務所（当時）から A 県 B 郡 C 町（現在は、D 市）に払い出されており、同日に申立人の国民年金の加入手続が行われ、その際、55 年 4 月 1 日に遡って被保険者資格を取得したと推認されることから、この時点では、申立期間のうち同年 9 月以前は時効により保険料を納付することはできない期間である上、申立人が主張する 62 年 7 月又は同年 8 月の時点では、申立期間①の全ての期間の保険料を納付することができない。

2 申立期間②から⑤までについては、申立人は昭和 58 年 5 月 30 日に E 市に転居したことが特殊台帳に記録されており、同市の保管する被保険者名簿及び国民年金保険料収納一覧表によれば、当該期間はいずれも未納とされており、オンライン記録と一致している。

また、申立人は当該期間の保険料納付について、婚姻後の昭和 62 年 7 月又は同年 8 月に一括納付したと主張しているところ、F 県 G 郡 H 町（現在は、G 郡 I 町）の保管する被保険者名簿には、当該期間に近接する 60 年 7 月及び同年 10 月から 62 年 3 月までの期間の保険料が同年 10 月 5 日に納付されたことが記録されており、オンライン記録と一致していることから、同日を基準にすると、申立期間②から⑤は時効により保険料を納付することができなかつた事情がうかがえる。

3 オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3119

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年3月まで

私の申立期間は、40年も前のことで詳細は不明であるが、私の所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に押印があるのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する国民年金手帳の昭和46年7月から47年3月までの国民年金印紙検認記録欄に押印があることから、申立期間の国民年金保険料は納付済みであると主張するところ、その押印はA市の検認印ではなく、金融機関の出納印であり、「昭和47年度国民年金印紙売払代金納入通知書兼領収書」の出納印の日付及び金融機関と一致していることから、申立人が47年7月から48年3月までの保険料を金融機関で納付書により納付した際、納付した金融機関が誤って「昭和46年度国民年金印紙検認記録欄」に押印したものと推認される。

また、A市は昭和47年4月より保険料収納方法を、印紙検認方式から納付書方式に変更したと回答している。

さらに、申立人の記憶が不鮮明なため、申立期間の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことわがかわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3120

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月の国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月

私は、夫と一緒にA郡B町役場（当時）で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、夫の口座から振替により納付した。私の年金手帳には、昭和 63 年 6 月 21 日から同年 7 月 21 日までが国民年金の被保険者期間と記載されているので、年金手帳の記載どおりに資格記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳に記載されている申立期間に係る国民年金被保険者の資格記録は、昭和 63 年 6 月 21 日に資格取得、同年 7 月 21 日に資格喪失とされている。これは、基礎年金番号（厚生年金保険の記号番号）による平成 15 年以降の国民年金保険料の納付記録と、同年金手帳に記載されている国民年金の手帳記号番号による昭和 45 年 12 月から 58 年 1 月までの期間及び平成 4 年 6 月の保険料の納付記録が 17 年 2 月に基礎年金番号に統合処理されていることから、この頃厚生年金保険の被保険者記録を基に、過去の国民年金被保険者資格の取得及び喪失記録を同年金手帳にまとめて記載した際、申立期間の被保険者資格を誤って記載したものと推認される。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立人の夫の口座から保険料の口座振替をする手続をB町役場で申立人の夫と一緒に行ったと述べているところ、オンライン記録から、申立人の口座振替による保険料の納付については平成 15 年 12 月 1 日以前の記録は確認できない上、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3121

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から41年3月まで

私の国民年金は、父が加入手続を行い、母の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていた。母の分は納付済みなのに、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和42年1月頃に国民年金の加入手続が行われ、その時点で、41年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、特殊台帳、A市の保管する被保険者記録及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は昭和41年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、オンライン記録において、平成15年3月26日に資格取得日が昭和41年4月1日から38年3月6日に訂正されていることが確認できることから、この記録訂正がされるまで、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっていることから、加入手続、保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告

書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から平成 9 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から平成 9 年 3 月まで

私は、平成 3 年又は 4 年の 4 月頃 A 役場（当時）の職員二人が自宅に来て、職員から国民年金の加入を勧められたので、申立期間②の国民年金保険料 50 万円から 90 万円を過去に遡り一括で B 銀行 C 支店又は D 郵便局で納付した。また、申立期間①についても保険料を納付しているのに、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、特殊台帳及びオンライン記録において申立人の申立期間①の国民年金保険料は未納とされており、申立人の夫も当該期間の保険料は未納である。

また、申立期間②については、申立人は A 役場の職員が保険料の徴収に来たので、平成 3 年又は 4 年 4 月頃に、昭和 60 年に遡り 50 万円から 90 万円の保険料を B 銀行 C 支店又は D 郵便局で一括納付したと申述するところ、制度上、遡って保険料を納付することができるのは 2 年間である上、この時点で第 3 回特例納付の実施期間は既に経過しており、当該特例納付制度を利用して保険料を納付することはできない。

さらに、保険料の納付金額について申立人の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況等は不明である。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から61年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和60年に母がA町役場で行ってくれた。その後国民年金保険料をどのように納付したのか、年金手帳が交付されたかなど具体的なことは全く覚えていないが、申立期間について加入記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年に申立人の母がA町役場で国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、制度上、納付書は交付されることはなく、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の母からは事情を聞くことができない上、申立人は申立期間の保険料の納付について記憶が無いことから、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3124

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 52 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 52 年 12 月まで

私は、昭和 53 年 1 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行ったとき、女性職員から申立期間の国民年金保険料が未納になっているが、今なら特例納付制度を利用して保険料を納付できると指導され、その場で特例納付の手続を行った。

後日、納付書が送られてきたので 16 回から 20 回ぐらいに分割して、毎月末までに同市役所の窓口で納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年以降申立期間である 48 年 4 月から 52 年 12 月までの国民年金保険料を分割して特例納付したと主張しているところ、特殊台帳において申立人の納付記録欄には、第 3 回特例納付制度（53 年 7 月から 55 年 6 月の間実施され、強制加入期間の未納期間のみ特例納付できる。）を利用して、45 年 9 月分の保険料を 54 年 4 月に、45 年 10 月から 46 年 3 月までの分を 54 年 6 月に、46 年 4 月から同年 6 月までの分を 54 年 8 月に、46 年 7 月から同年 9 月までの分を 54 年 9 月に、46 年 10 月から同年 12 月までの分を 54 年 10 月に、47 年 1 月から同年 3 月までの分を 54 年 11 月に、47 年 4 月から同年 9 月までの分を 54 年 12 月に、47 年 10 月から同年 12 月までの分を 55 年 2 月に、48 年 1 月から同年 3 月までの分を 55 年 6 月に、それぞれ納付したことが記載されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムから確認できる払出日及び前後の番号の任意加入者（夫が厚

生年金保険等に加入している妻)の資格取得日から、昭和 53 年 1 月に払い出され、その時点で申立人は国民年金の任意加入手続を行ったものと推認でき、このとき婚姻前の 45 年 9 月から 48 年 3 月までは強制加入対象期間となるため遡って被保険者資格を取得したが、申立期間は、婚姻後の任意加入対象期間となり遡って被保険者となることは制度上できないことから、国民年金に未加入の期間となるため国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から49年10月まで
私が結婚するとき、母から「ずっと国民年金保険料だけは納付しておいた。」と言われたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日及び申立人が所持する年金手帳に記載された任意加入日より、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和52年4月頃と推認でき、加入手続を行う以前である申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母は既に亡くなっており、申立人は加入手続及び保険料の納付に関与していないため、納付状況等は不明である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月又は同年4月から同年8月まで
② 昭和48年10月13日から49年6月7日まで

私は、A事業所（現在は、B事業所）にC（職種）として雇用され、申立期間①は、48年3月又は同年4月から同年8月まで、「D丸」においてC（職種）として、申立期間②は、同年10月13日から49年6月7日までE国の「F（船名）」においてC（職種）として乗船した。これらの期間の船員保険の被保険者記録が無いことは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、大学の同級生で、申立期間①前にA事業所所有の別の船舶にC（職種）として乗船していた元同僚の証言により、申立人は、申立期間①にA事業所所有のD丸に乗船していたことは推認できる。

しかし、B事業所は、「申立期間①当時の非常勤職員についての関係資料は既に廃棄しており、船員保険の取扱いは不明である。」と回答しており、申立期間①当時の船員保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人は、昭和47年4月29日にC（職種）として船員保険の被保険者資格を取得し、同年8月8日に資格を喪失していることが確認できるところ、申立期間①に申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番は無い。

さらに、オンライン記録では、申立人は、申立期間①にA事業所における厚生年金保険の被保険者として確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、上記元同僚の証言、旅券の発給記録、申立人が所持する写真及び当時の乗組員に配布されたとされる昭和 49 年のカレンダーにより、申立人は、申立期間②に E 国「F（船名）」に乗船していたことは推認できる。

しかし、申立期間②当時の船員保険法第 17 条、船員法第 1 条及び船員法施行規則第 1 条の規定により、船員保険の被保険者は、原則として、日本船舶に乗り組んでいる船員と定められているところ、申立人は、E 国の船に乗船していることから、申立期間②において船員保険法に定める被保険者としての要件に該当していなかったものと判断できる。

また、「F（船名）」という名称の船舶は、船員保険の適用船舶として確認できない上、同船に乗船していた元同僚も申立人と同様に船員保険の加入記録は無い。

さらに、B 事業所は、「申立期間②当時の非常勤職員に係る関係資料は既に廃棄しており、船員保険の取扱いは不明である。」と回答しており、申立人の保険料の控除について確認できない。

加えて、A 事業所に係る船員保険被保険者名簿において申立期間②に申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番は無い。

その上、オンライン記録により、申立人は、申立期間②に A 事業所における厚生年金保険の被保険者としても確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 10 月 1 日まで
私は、A 事業所に平成 15 年 4 月から 17 年 5 月末まで正職員として勤務した。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出された労働者名簿により、申立人は、申立期間に当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所から提出された給与明細書により、申立人は、平成 15 年 4 月から 16 年 9 月まで厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる上、当該事業所の事務担当者は、「16 年 4 月に社会保険事務所（当時）の調査が行われ、申立人を含め複数の従業員は、厚生年金保険の加入対象者であることが確認され、同年 10 月 1 日から厚生年金保険に加入させた。」と供述している。

また、雇用保険の加入記録により、当該事業所における申立人の資格取得日は平成 16 年 10 月 1 日、離職日は 17 年 5 月 31 日であることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と符合する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 1 月まで
② 昭和 35 年 4 月から 36 年 4 月まで

私は、昭和 31 年 4 月から 32 年 1 月頃まで A 社に、また、35 年 4 月から 36 年 4 月頃まで B 事業所（現在は、C 社）に、それぞれ勤務していた記憶があるので、厚生年金保険の加入記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の当時の事業主の息子は、「申立人が勤務していたことは覚えている。」と供述していることから、勤務期間は明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は A 社における当時の同僚を記憶していないことから、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の元同僚に照会したものの、申立人の勤務期間について具体的な証言は得られず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社の上記被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、「昭和 35 年 4 月頃に B 事業所に入社した。」と主張している。

しかしながら、申立人は B 事業所における当時の同僚を記憶していないことから、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の元同僚に照会したものの、申立人の勤務期間について具体的な証言は得られず、申立人の申立期間②における勤務実態は確認できない。

また、B 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務期間、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月から 44 年 11 月まで

私は、昭和 33 年 3 月から 44 年 11 月まで、A 社（現在は、B 社）に C（職種）として勤務していたのに、同期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、元同僚は、「D 市にあった E（施設）で申立人と一緒に勤務した。」と供述していることから、勤務期間は明らかでないものの、申立人が A 社に C（職種）として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「昭和 40 年以降に在籍していた正規社員の人事記録を電子化して保存しているが、申立人の記録は確認できない。また、厚生年金基金（昭和 43 年 4 月 1 日設立、平成 16 年 3 月 31 日解散）の記録も確認できない。」と回答している。

また、上記元同僚は、「当時、C（職種）には正社員とパートタイマーがいて、私は途中でパートタイマーから正社員になった。」と供述しているところ、当該元同僚の人事記録における入社日（正社員となった日）とオンライン記録における厚生年金保険被保険者の資格取得日とが一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月1日から同年11月1日まで
② 昭和27年5月1日から同年11月1日まで

私は、申立期間①及び②において、A事業所からB事業所に5月から10月までの季節労働のC（職種）として派遣されたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A事業所からD事業所へ派遣された昭和28年5月1日から同年11月1日までの期間については加入記録があることから、申立期間①及び②の期間の加入記録が無いことは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚の供述から、申立人は、申立期間①及び②において、A事業所にC（職種）として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同様に昭和26年3月にC（職種）養成所を卒業し、同年にA事業所に季節労働のC（職種）として勤務したとする元同僚は、申立人と同様に28年5月1日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、別の元同僚は、「C（職種）でも季節労働の人は、厚生年金保険に入っていなかったのではないかと思う。」と供述している。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①及び②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、5月から10月までの季節労働の被保険者が上記名簿上で確認できるのは、昭和28年5月1日以降となっている。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記載されたA事業所に係る記録は、昭和28年5月1日資格取得、同年11月1日資格喪失の記録だけであり、申立期間①及び②に係る記載は確認できない。

加えて、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、関連資料の所在は不明のため、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の加入状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から24年5月1日まで
私は、昭和20年10月から25年3月までA市BのキャンプCに勤務し、D（作業）をしていた。この間、勤務地や仕事の内容が変わったことはなかったのに、20年10月から24年4月までの期間が厚生年金保険被保険者とされていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和20年10月1日からキャンプCに勤務していた。」と主張しているところ、防衛省E防衛局が保管する連合軍関係常備使用人登録票には、申立人の雇入年月日が昭和23年3月1日、退職年月日が25年4月30日と記載されていることから、申立人が連合軍関係常備使用人として当該期間に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日付保発第92号厚生省保険局長通知）により、進駐軍労務者が国の事務所に使用される者として、厚生年金保険の強制被保険者として適用されるようになったのは昭和24年1月1日以降であり、これ以前については強制被保険者としての資格を有していないものと推認できる上、キャンプCを管轄するF渉外労務管理事務所G出張所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、同年4月1日であり、申立期間の大部分は適用事業所になる前の期間である。

また、防衛省E防衛局は、「上記登録票以外の関連資料は存在せず、申立人の厚生年金保険の届出、厚生年金保険料の納付等については不明である。」と回答している上、ほかに申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 10 月 1 日にA社に入社し、58 年 7 月 31 日まで勤務していた。申立期間は、出勤はしていないものの有給休暇を消化した期間であり、同年 7 月 31 日まで在籍していたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間とされていないことは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は有給休暇を消化した期間であり、A社には、昭和 58 年 7 月 31 日まで在籍した。」と主張している。

しかし、当該事業所では、「申立期間当時は、有給休暇の買取制度があり、申立人についても有給休暇を買い取っていたと思う。」と供述している上、元同僚のうち1名も「当時、退職者から有給休暇を買い取る制度があった。」と供述している。

また、当該事業所が保管する退職者名簿には、申立人の退職日が昭和 58 年 7 月 21 日と記載されている。

さらに、雇用保険の加入記録において、申立人の離職日は昭和 58 年 7 月 20 日とされている上、オンライン記録から、厚生年金保険法に基づき離職日の翌日が厚生年金保険被保険者の資格喪失日とされていることと符合する。

なお、当該事業所の退職者名簿に記載された退職日と雇用保険における離職日との相違について、当該事業所は、「退職者名簿は当時の担当者が記載したものであり、退職日が 20 日又は 21 日のどちらであるかは不明である。」と回答しているが、当時、事業主は 7 月 20 日を退職日として各行政庁への届出を行っていることから、申立人の退職は同日であると推認

される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月11日から34年4月1日まで

私は、昭和31年2月から34年3月までA区Bに所在したC事業所にD（職種）として勤務していたが、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が31年2月9日から32年9月11日までとなっているので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び元同僚の証言により、申立人がC事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同じ資格喪失日の元同僚一人は、所在が不明であり、申立人が氏名を挙げた元同僚一人は、申立人のことを覚えていないことから、申立人の勤務期間について特定することができない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が氏名を挙げた別の元同僚の厚生年金保険の記録（昭和31年2月9日資格所得、32年9月11日資格喪失）は申立人の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 10 月から 44 年 3 月まで、A 区に所在する B 社に勤務し、C（業務）を行っていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における B 社における業務内容及び所在地を詳細に記憶している上、商業登記簿及び業者の登録により、申立人が記憶する所在地に当該事業所が存在したことが確認できることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、B 社の元事業主については、当該事業所の商業登記簿で氏名は確認できるものの、オンライン記録において個人を特定することができない上、元同僚についても、申立人は元同僚の氏名を正確に記憶していないことから、個人を特定することはできず、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

なお、B 社と同じ名称の事業所が D 区及び E 区に確認できるが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月26日から47年1月1日まで
② 昭和50年3月29日から52年1月1日まで

私は、昭和28年4月にA社に入社後、51年末に退職するまで継続して同社に勤務した。しかし、同社在職中の申立期間①及び②の期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の詳細な供述から、A社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社（整理記号B）は、昭和46年8月26日に業績不振を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、A社（整理記号C）として、47年1月1日に新たに適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所でない期間である。

また、元事業主、申立人が氏名を挙げた元同僚3名及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した元同僚2名の計6名に照会したが、申立期間①に係る厚生年金保険の加入について具体的な証言を得ることはできない上、上記6名全員が申立人と同様に当該事業所が適用事業所でなくなった日に資格を一旦喪失し、新たに適用事業所になった日に資格を再取得しており、申立期間①の厚生年金保険の記録が無いことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、A社の両事業所（整理記号B及びC）において、被保険者資格を有する者16名（申立人を除く。）全員に申立人と同様に申立期間①の厚生年金保険の記録が無いことが確認できる。

加えて、A社は既に適用事業所でなくなっており、当時の賃金台帳等の関係資料が保存されていない上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、A社（整理記号C）は、昭和47年1月1日に適用事業所となり、50年3月29日に事業廃止を理由に適用事業所でなくなっていることから、申立期間②は適用事業所でない期間である。

また、元事業主、申立人が氏名を挙げた元同僚3名及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した元同僚2名の計6名に照会したが、申立期間②に係る厚生年金保険の加入について具体的な証言を得ることはできない上、上記6名全員が申立人と同様に昭和50年3月29日に厚生年金保険の資格を喪失しており、申立期間②の厚生年金保険の記録が無いことが確認できる。

さらに、A社は既に適用事業所でなくなっており、当時の賃金台帳等の関係資料が保存されていない上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から10年2月28日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成5年1月から10年1月までの標準報酬月額が53万円から9万2,000円に引き下げられているが、当該期間においても標準報酬月額53万円に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、標準報酬月額が引き下げられていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成10年2月28日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、オンライン記録により、その約2か月後の同年5月8日付けで、申立人の同社における標準報酬月額の記録が、5年1月から7年9月までについては53万円から、同年10月から10年1月までについては59万円から、それぞれ9万2,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本及び閉鎖事項全部証明書により、申立期間及び標準報酬月額の遡及訂正届出時において当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していない。」と主張しているが、社会保険事務所（当時）では、「標準報酬月額の遡及訂正の届出を行う場合は、会社の代表者印の押された届書が必要である。」と回答しており、申立人は、社会保険料の滞納について社会保険事務所から呼び出され、同事務所の担当者と数回話し合いをしたことを認めている上、代表者印は自分が保管していたと認めていることを踏まえると、代表取締役である申立人が当該標準報酬月額の訂正に関与していなかったとは

認め難い。

さらに、元役員は、「代表取締役であった申立人は、名目上の社長ではなく、実質的に会社を経営していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の見直し処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を見直す必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 18 年 1 月 1 日に A 社 B 工場に入社し、C 工場の D 課で E (作業) に従事していた。申立期間当時は、労働者年金保険の被保険者であったはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する申立人の従業員名簿から、申立人は申立期間当時、同社 B 工場 D 課に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人が、申立人と同様に A 社 C 工場に勤務していたと記憶している元同僚 3 名及び申立人の資格取得日は、厚生年金保険法施行日である昭和 19 年 6 月 1 日と記録されている上、申立人が同社 F 工場勤務者として記憶している元同僚 2 名は労働者年金保険適用期間に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳によると、労働者年金保険の被保険者資格を有する上記元同僚 2 名の資格取得日はそれぞれ昭和 17 年 1 月 1 日及び 18 年 4 月 18 日、申立人の資格取得日は 19 年 6 月 1 日と記載されており、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

さらに、労働者年金保険被保険者資格を有する上記元同僚は、同保険資格取得者 2 名について、「申立期間当時、2 名とも B 工場に隣接する養成所に入所していたので、同工場には勤務していなかった。」と供述しており、申立期間当時、申立人とは採用条件等の勤務実態が相違していたことが推認される。

加えて、事業主は、「申立期間当時の資料が残っておらず、労働者年金保険加入対象労働者の基準等は不明であり、申立人の保険料控除についても確認することはできない。」と回答している。

なお、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において申立人の資格取得日が昭和 19 年 6 月 1 日と記載されているのに対して、厚生年金保険被保険者の加入記録が同年 10 月 1 日となっているのは、その間が厚生年金保険法の施行準備期間として取り扱われたことによるものである。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から7年7月1日まで
社会保険事務所(当時)から、私のA社における標準報酬月額が平成2年10月に遡って引き下げられていると説明を受けた。申立期間の給料支払明細書があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社における申立人の申立期間の標準報酬月額については、当初、平成2年10月から6年10月までは53万円、6年11月から7年6月までは59万円と記録されていたところ、同社が解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月1日以降の、同年7月28日付けで、申立期間について、遡って11万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社に係る閉鎖事項全部証明書により、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「B社会保険事務所(当時)から呼出しを受け、滞納分の厚生年金保険料についての相談に1、2回行った。先日付小切手の振り出しを要求されたが拒否した。その後顧問会計士から、滞納分の保険料について社会保険事務所において表面上の処理で何とかすると聞かされた。社判等は自分しか持っていないが、特に書類を作成した記憶は無い。滞納分の保険料についてはその後も納付していない。」と供述していることから、当時、社会保険事務所から保険料納付を強く要請されていたものと推認される。

さらに、申立人は、「社会保険事務を委託していた顧問会計士の氏名、所在は不明である。」と供述しているが、社会保険事務所が、事業主であ

った申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは考え難く、当該訂正処理に申立人が関与していないと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役としての自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2929

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 10 日から 32 年 12 月 21 日まで

私は、昭和 26 年 4 月 10 日に A 社（現在は、B 社）に入社して、32 年 12 月 20 日に退職するまで 6 年ほど働いてきた。当時、婚姻の予定も無く、また働くつもりでいたので「脱退手当金として受給すればミシンぐらい買える額になる。」と言われたが、「そのままにしておいてください。」とお願いした。その後、脱退手当金をもらっていることが分かり、おかしいと思うので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 1 か月後の昭和 33 年 1 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和 45 年 5 月 1 日まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは無く、申立人が申立期間に係る A 社 C 工場の厚生年金保険被保険者資格を喪失した 32 年 12 月 21 日に一緒に資格を喪失した元同僚 7 人も申立人と同日に脱退手当金が支給されている上、申立人が、「そのままにしておいてください。」とお願いしたという記憶のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2930

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 12 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 2 月 12 日から 58 年 2 月 28 日までA社B支社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思っていたが、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在籍証明書、事業主回答及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において同社B支社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、複数の元同僚は、「自分が厚生年金保険へ加入した時期と勤務を開始した時期とで数か月の違いがあるが、最初の数か月間は正社員ではなかったので、この間は厚生年金保険へは加入していなかったと思う。」と証言している。

また、申立人は、当該事業所が保有する「C（書類）」から、昭和 56 年 3 月 1 日付けで「D（役職）」に、同年 7 月 1 日付けで「E（役職）」に任命されたことが確認できるところ、事業主は、「F（職種）社員の場合、入社から 3 か月から 4 か月は「D（役職）」という委託契約期間となっており、その間は厚生年金保険に加入しておらず、その後「E（役職）」に任命された時に雇用契約に移行し厚生年金保険に加入するようにしていた。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人と同期入社した元同僚の厚生年金保険被保険者記録を確認すると、申立人と同日に当該事業所で資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、当時、当該事業所においては、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相

当期間経過後に加入させていたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 47 年 4 月から同年 11 月まで

私は、昭和 45 年 3 月から 46 年 3 月まで A 社（現在は、B 社）で C（作業）に、その後、47 年 4 月から同年 11 月まで D 社で E（作業）にそれぞれ従事していたのに、いずれの在籍期間も厚生年金保険に未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社における業務内容を具体的に供述していること、及び元同僚の証言から、申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「正社員であれば、社会保険に加入しているので当社が保管している当該期間当時の社会保険加入者名簿に氏名が記載されているはずであるが、申立人の氏名は無いことから、臨時社員と思われる。また、昭和 45 年 3 月時点での社員在籍者名簿においても、申立人の記載は無い。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において所在の確認できた 7 名の元同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうち 5 名から回答があったが、いずれも「申立人のことは記憶していない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間①において、同じ部署に所属していたとして氏名を挙げた元同僚も、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「F区Gに所在していたD社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、所在地を管轄する法務局においても、申立期間②当時、F区に所在する「D社」という事業所の登記は確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚等は、姓のみの記憶であり、個人を特定することができないため、当該同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2932

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 2 月まで
私は、昭和 63 年 4 月から平成 2 年 2 月まで A 市 B にある C 社で D (職種) をしていた。厚生年金保険にも加入していたはずなので、被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市にあったC社に勤務して、厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、申立期間当時、「C社」または当該事業所に類似する名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の事業主の氏名を記憶していないことから、事業主に聞き取り調査を行うことができず、申立期間における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、元同僚1名の氏名を挙げているが、生年月日が不明のため、個人を特定することができず、聞き取り調査を行うことができないことから、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月から30年12月まで
② 昭和31年1月から32年7月まで

私は、昭和29年1月から30年12月までの期間は、A事業所のB（施設）に、その後31年1月から32年7月までの期間は、C事業所のD（部門）に勤務し、それぞれ給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、この期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。調査して厚生年金保険の被保険者期間を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A事業所のB（施設）に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と主張している。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①において被保険者記録が確認できる複数の元同僚に申立人の勤務実態等について照会を行ったが、回答のあった元同僚は、いずれも「申立人のことは記憶に無い。」と回答しており、申立人の勤務実態及び勤務期間について確認することができない。

また、上記被保険者名簿により、申立人が氏名を挙げた元同僚の被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所の申立期間①に係る健康保険厚生年金被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「C事業所のD（部門）に勤務し、

給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と主張している。

しかしながら、C事業所は、昭和27年10月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②は適用事業所ではない。

また、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が氏名を挙げた元同僚の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 25 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 3 月に高等学校を卒業後、同年 3 月 25 日にA社に入社し、同年 9 月末頃に退職するまで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 44 年 3 月 25 日から同年 9 月末頃までの期間、A社に勤務しており、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の出勤簿の記録により、申立人は、昭和 44 年 5 月 2 日の出勤を最後に欠勤となり、退職扱いとなっている。また、44 年頃は就業規則に入社後 3 か月間の試用期間が規定されており、申立人は試用期間満了前に退職したので、厚生年金保険の被保険者資格取得手続や厚生年金保険料の控除は行っていない。」と回答している。

また、申立人と同じ高等学校を卒業して、当該事業所に一緒に入社した元同僚及び申立期間に在籍していた複数の元同僚に、申立人の勤務実態等について照会したが、申立人の退職時期を記憶している者はおらず、申立人の勤務期間について確認できない。

さらに、当該事業所から提出された昭和 44 年 3 月 18 日から同年 6 月 3 日までの期間において資格を取得した者の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を確認したところ、当該通知書に申立人の氏名は無い上、当該事業所の健康保険被保険者証の番号 637 番（44 年 3 月 24 日資格取得）から 642 番（44 年 4 月 15 日資格取得）の者に係る厚生年金保険被保険者の資格取得届は申立人の退職後の 44 年 5 月 22 日に事業主から提出され、社会保険事務所（当時）において同年 5

月 27 日に受理されたことが確認できることから、当該事業所では、入社後一定期間経過後に、厚生年金保険の被保険者資格取得手続きを行っていたことがうかがえる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。